

お客様各位

豊田信用金庫

外国送金を行われるお客様へのお願い

平素より当金庫をご利用いただきまして、誠にありがとうございます。

近年、国際社会におけるテロ等の脅威が増す中で、マネー・ローンダリングやテロリストへの資金供与の未然防止、各種経済制裁措置への対応要請が、ますます高まっております。当金庫といたしましても、その趣旨や関係法令等を踏まえ、下記の通りお取引の背景や詳細等をお伺いするほか、お取引に関する契約書等を確認させていただくことがございます。

なお、お取引に関して当金庫がお客様からお時間を頂戴し、お取引に関する書類をご提示いただいた場合でも、確認させていただいた内容によっては取扱をお断りさせていただくことがございます。お客様にはご不便をおかけしますが、何卒ご理解、ご協力を賜りますようお願い申し上げます。

記

1. 当金庫に口座をお持ちでないお客様の外国送金の受付は行っておりません。
2. 中国東北三省向けなど一部の地域への外国送金については、収入受取口座^{※1}として当金庫の口座をご利用いただいていない場合には、謝絶させていただきます。
3. 外国送金の受付をする際には、送金に関する内容の確認^{※2}および書類のご提示^{※3}をお願いしております。

※1 収入受取口座とは、給料・年金・売上金などの振込入金口座のことを言います。

※2 送金に関する内容の確認

- ・ 依頼人様の職業や事業内容など（依頼人様が法人の場合は実質的支配者も確認）
- ・ 送金目的（取引内容）
- ・ 送金原資
- ・ 依頼人様と受取人様とのご関係
- ・ 貿易取引の場合は、具体的な商品名・原産国・船積都市・最終仕向都市の確認
- ・ 受取人様の生年月日・国籍・住所・職業の確認、受取人様が法人の場合は事業内容・実質的支配者の確認をさせていただくことがあります。

※3 書類のご提示

- ・ 本人確認書類（運転免許証・在留カードなど）
- ・ 送金目的の根拠となる書類（契約書・請求書・インボイスなど）
- ・ 送金原資について証明する書類（通帳・給与明細・借用書など）
- ・ 送金内容が経済制裁措置等の対象でないことを確認するために、その内容を証明する書類（船荷証券、原産地証明書、輸出許可通知書など）を確認させていただくことがあります。
- ・ 受取人様とのご関係・受取人様の情報を確認できる書類のご提示を依頼することがあります。
- ・ マイナンバーカード（個人番号・法人番号をご申告いただきます。）

以上